

✚ 貨物概要

砂糖きびの搾りかす（バガス）を乳酸発酵させ、乾燥したものをキューブ状に成型したもの

製 法：バガス→カット→アンモニア水溶液噴霧・アンモニア処理→糖みつ混合・攪拌（かくはん）→乳酸菌混合・攪拌・発酵→乾燥→圧縮成型→梱包

性 状：キューブ状（約 30cm×30cm×90cm）

用 途：牛の飼料

包 装：20kg～25kg／ポリプロピレン製袋

✚ 分類

関税率表第 2309.90 号－2－(2)－A（統計番号 2309.90-292）のキューブ状にした飼料用に供する調製品（第 23.03 項の物品をもととしたもの）

✚ 分類理由

本品は、砂糖きびの搾りかす（バガス）に乳酸菌を加えて発酵させたものをキューブ状に成型した飼料です。糖みつの添加は、乳酸菌の栄養源として乳酸発酵を促進することが目的であり、バガスの単なる結合が目的で加えられたものではないことから、飼料に供するために積極的に加工したものと認められます。

また、本品はキューブ状になっていることから、関税率表第 2309.90 号－2－(2)－A に規定される形状と認められますので、上記のとおり分類されます。

（参考）国内分類例規 2309.90 「2. 発酵バガスの分類について」

✚ 分類のポイント

関税率表第 2309.90 号－2－(2)－A に分類される第 12.14 項又は第 23.03 項の物品をもととしたものは、「ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの」に限られています。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）